

静岡県盛土等の規制に関する条例施行規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和5年11月30日

静岡県知事 川勝平太

静岡県規則第63号

静岡県盛土等の規制に関する条例施行規則の一部を改正する規則

静岡県盛土等の規制に関する条例施行規則（令和4年静岡県規則第24号）の一部を次のように改正する。

改正前	改正後
<p>(盛土等の許可の適用除外)</p> <p>第5条 (略)</p> <p>2 (略)</p> <p>3 条例第9条第8号の規則で定める盛土等は、次に掲げる盛土等とする。</p> <p>(1)～(5) (略)</p>	<p>(盛土等の許可の適用除外)</p> <p>第5条 (略)</p> <p>2 (略)</p> <p>3 条例第9条第8号の規則で定める盛土等は、次に掲げる盛土等とする。</p> <p>(1)～(5) (略)</p> <p><u>(6) 土地改良法（昭和24年法律第195号）第2条第2項に規定する土地改良事業、同法第15条第2項に規定する事業又は土地改良事業に準ずる事業として行う盛土等</u></p>
<p>(盛土等の許可の申請書等)</p> <p>第6条 (略)</p> <p>2 (略)</p> <p>3 条例第10条第3項の規則で定める書類は、次に掲げる書類とする。</p> <p>(1)～(24) (略)</p> <p>4 (略)</p> <p>附 則</p> <p>2 条例附則第4項に規定する規則で定める法令又は条例の規定による許可等の処分又は届出等の行為は、次に掲げるものとする。</p> <p>(1) 土地改良法 <u>(昭和24年法律第195号)</u> 第10条第1項、第48条第1項又は第95条第1項の認可</p> <p>(2)～(10) (略)</p> <p>(11) 宅地造成等規制法第8条第1項の許可</p>	<p>(盛土等の許可の申請書等)</p> <p>第6条 (略)</p> <p>2 (略)</p> <p>3 条例第10条第3項の規則で定める書類は、<u>次の各号（条例第14条第2項の規定の適用を受ける場合にあつては、第14号から第19号までを除く。）</u>に掲げる書類とする。</p> <p>(1)～(24) (略)</p> <p>4 (略)</p> <p>附 則</p> <p>2 条例附則第4項に規定する規則で定める法令又は条例の規定による許可等の処分又は届出等の行為は、次に掲げるものとする。</p> <p>(1) 土地改良法第10条第1項、第48条第1項又は第95条第1項の認可</p> <p>(2)～(10) (略)</p> <p>(11) <u>宅地造成等規制法（昭和36年法律第191号）</u> 第8条第1項の許可</p>

(12)～(22) (略)

(12)～(22) (略)

備考 改正箇所は、下線が引かれた部分である。

附 則

この規則は、令和 5 年12月 1 日から施行する。